

# 国立国語研究所学術情報リポジトリ

## 「非限定」の連体修飾節に関する一考察： 「眼前描写」の連体修飾節について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): adnominal clause, 'restrictive', 'non-restrictive', 'ganzen-byousha' 作成者: チャウエンギッジワニッシュ, ソムキヤット, CHAWENGKIJWANICH, Somkiat メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15084/00002027">https://doi.org/10.15084/00002027</a>

# 「非限定」の連体修飾節に関する一考察

## —「眼前描写」の連体修飾節について—

ソムキャット チャウエンギッジワニッシュ  
(筑波大学大学院)

### キーワード

連体節, 限定, 非限定, 眼前描写

### 要 旨

日本語の連体節を「限定」と「非限定」に分ける研究は少なくないが、「非限定」の連体節の機能はまだ十分に明らかにされているとはいえない。一般には、「非限定」の連体節は「情報付加」を表し、「限定」と違い、疑問のスコープに入らないといわれるが、益岡(1995)は、「非限定」の連体節の中には「情報付加」を表すとはいえない、疑問のスコープに入り得る連体節(氏は「述定的装定」と名づけた)があることを指摘している。本研究では、その「述定的装定」以外にも、「情報付加」の連体節の一部が疑問のスコープに入り得ることを指摘し、その種の連体節が「眼前事態の描写」という意味的特徴を持つことを論ずる。このタイプの連体節は、主名詞に対してある種の限定を行っているために、疑問のスコープに入ることができると考えられる。しかし、この場合の限定とは、「限定」の連体節の場合と異なり、他のものとの区別ではなく、主名詞自身の他の(時の)状態との区別をするという限定である。

### 0. はじめに

日本語の連体節については、「限定・非限定」「制限・非制限」<sup>1</sup>という観点から分析する研究が少なくない。意味的のみならず、統語的にも「限定」「非限定」の違いが反映されているという(金水 1986, 三宅 1993, 三原 1995等)。しかし、その一方で、「限定」あるいは「非限定」のどちらに分類すべきか曖昧な連体節が存在する等、「限定」「非限定」といった分類自体にはまだ検討の余地が残されている。

本研究では、先行研究において指摘された「限定」「非限定」の特徴を簡単に整理した上で、「非限定」として扱われてきた連体節の中に、「限定」に近い性質をもつものが存在することを指摘し、それを分析することを目的とする。

研究の手順としては、まず典型的な「限定」「非限定」即ち、「限定」あるいは「非限定」として一般的に認められる場合を取り上げ、それぞれの意味的・統語的特徴を簡単に述べる。「非限定」は一般には「情報付加」のために用いられ、また、疑問のスコープに入らないという特徴をもつとされるが、益岡(1995)は「非限定」の中には「情報付加」の役割を果たしているという特徴づけが当てはまらないものもあるとし、「非限定」を「情報付加」と「述定的装定」とに分け、前者は疑問のスコープに入らないが、後者は入り得ると説明している。しかし、本研究では、「述定的装

定」に限らず、「情報付加」の一部も疑問のスコープに含まれ得ることを指摘する。これらの連体節の意味的特徴を述べた後、「非限定」であるにもかかわらず、なぜ「限定」と同様に疑問のスコープに入り得るのかについて論ずる。次に、このタイプの連体節の談話における機能について述べる。最後に、このタイプの連体節は、文構造の上でも疑問のスコープに入らない「情報付加」とは異なる可能性があることを述べる。

## 1. 「限定」「非限定」の連体節について

本節では、これまで一般的に考えられてきた「限定」「非限定」の連体節の特徴を先行研究の知見を踏まえながら、簡単にまとめておく<sup>2</sup>。

まず、「限定」の連体節について、金水(1986)は、「『限定』とは、修飾される名詞の表す集合を分割し、その真部分集合をつくりだす働きをさす。例えば、『焼いた魚』は『魚』の集合を分割しており、『焼いた魚』の集合が『魚』の真部分集合になるから、『焼いた』は『魚』に対して限定を行っているといえる」(p.606)としている。

連体節が主名詞の真部分集合をつくるということは、それ以外の部分集合を排除し、対象外とすることでもある。従って、「限定」の連体節は、修飾される名詞（以下「主名詞」と呼ぶ）のもつ複数の属性・事態等（以下まとめて「属性」と呼ぶ）から、話し手<sup>3</sup>が問題にする、かつ、言及しようとする対象はもっているが、対象から外れるものはもっていない属性を取り出し、連体節として用いるものだと考えられる。例えば、

### 例 1 サンマを焼く男(寺村 1975)

例 1 では、「男」について列挙できる複数の属性の中から、話し手が問題にする、かつ「対象とする男」はもっているが、「対象から外れる男」はもっていない属性として「サンマを焼く」が取り上げられている。属性「サンマを焼く」を備えるか否かのチェックが行われた後、「サンマを焼く」( $\langle P \rangle$ ) ものが対象にされ、「サンマを焼かない」( $\langle -P \rangle$ ) ものが対象外とされるのである。（以下「連体節の示す属性」を  $\langle P \rangle$ 、「連体節が示す属性と反対の属性」を  $\langle -P \rangle$  で表す。）

一方、「非限定」の連体節は、「背景、理由、詳細説明などの情報を主文に付加する」（金水 1986, p.607）等と指摘されているように、連体節がなくても主名詞の示す対象が特定化され、主名詞の真部分集合をつくる働きがない。

### 例 2 (彼は) 機械とは異なる曖昧な人間関係に神経を使い、管理者の要領も心得ぬままに疲労困憊してきていることがうかがえました。(『コ 3』)

例 2 では、連体節「機械とは異なる」を取り除いても「人間関係」の示す対象は変わらず、連体節が主名詞の真部分集合を分割するものではないことがわかる。即ち、「人間関係」の示す対象の総体に関して「機械とは異なる」という属性が備わっているのであって、「人間関係」の対象の中に「機械とは異なる」( $\langle P \rangle$ ) ものと「機械とは異ならない」( $\langle -P \rangle$ ) ものとがあるというわけではない。

このように、「限定」の連体節の場合、話し手の意識の中で、主名詞の示す要素には、連体節の示す属性  $\langle P \rangle$  を備えるものと、備えていない（即ち  $\langle -P \rangle$  を備える）ものとがあり、後者を排除す

るために連体節を用いる。そのような特徴から、「限定」の連体節は疑問のスコープに入ることができるとされ、一方、主名詞の表す指示対象が定まっており、話し手の意識の中で主名詞の示す対象に <-P> を持つものが存在しない「非限定」の連体節は疑問のスコープに入らないとされる (Nishigauchi 1990, 三宅 1993)。例3は「限定」、例4は「非限定」の例である。

例3 あなたは何を書いた作家を知っているの。

例4 \*あなたは何を書いた村上春樹を知っているの。(三宅 1993)

しかし、実際には、「非限定」でも疑問のスコープに入り得る場合がある。次節でその点について述べる。

## 2. 疑問のスコープに入り得る「非限定」の連体節

### 2.1. 「述定的装定」の連体節(益岡 1995)

「非限定」の連体節の本質の解明に取り組んだ研究の一つに益岡(1995)がある。「非限定」の連体節の中に、疑問のスコープに入り得るもののが存在することも益岡において指摘されている。以下、益岡の説を簡単に紹介する。

「非限定」の連体節の機能は一般には、主文、あるいは主節に対して情報を付加する（これを「情報付加」と呼ぶ）ことであるとされる(金水 1986, 三宅 1993等を参照)が、益岡(1995)は、「非限定」の連体節の中には「情報付加」の役割を果たしているという特徴づけが当てはまらないものもあるとしている。氏は、「非限定」の連体節をまず「情報付加」と「述定的装定」とに分けている。そして、「情報付加」の中には、主節で表されている事態に対する情報付加と、主名詞に対する情報付加とがあり、前者には、「対比・逆接」「継起」「原因・理由」「付帯状況」等の関係にあるものが存在するとしている。

以下は益岡が挙げた「情報付加」の例である。

例5 いつもは孫に甘い祖父が、そのときばかりは、きびしい声できっぱりと言った。

(主節に対する情報付加：「対比・逆接」)

例6 控え室に戻った私は、9分間、時間を過ぎたことを、係の人にわびた。

(主節に対する情報付加：「継起」)

例7 最後のバスに乗り遅れた僕は、しょうがなく橋寺をうしろにして一人でてくてく歩き出しました。(主節に対する情報付加：「原因・理由」)

例8 「いいお天気だわあ。」と、門柱に軽く寄りかかるようにして空を見あげていた由美が言った。(主節に対する情報付加：「付帯状況」)

例9 コカイン密輸事件で逮捕、送検された角川書店社長の角川春樹容疑者は、父親の源義氏ともども異色の俳人として名が通っている。(「主名詞に対する情報付加」)

一方、例10～13における連体節は、10'～13'のように連体節を取り除くと、文が成立しなくなるため、益岡は「情報付加」とは区別している。

例10 修一は動搖する自分を感じながら言った。

例11 身内の病人を秘して公務出張に精励している局長に一種の感動を覚えた。

例12 ミネラルウォーターがないとは何というホテルだと私は思い、早くも下痢になった自分を想像してゲンナリした。

例13 しかし、次の日、私は完全にくたびれきっている自分を発見した。

例10' \*修一は自分を感じながら言った。

例11' ?局長に一種の感動を覚えた。

例12' ?自分を想像してゲンナリした。

例13' \*次の日、私は自分を発見した。(例10~13, 10'~13'は益岡 1995による。)

益岡は、例10~13における連体節は、「形式の上では名詞を修飾する『装定』の表現になっているが、意味内容からすると『述定』として機能している」(p.145)ため、「述定的装定」と呼んでいる<sup>4</sup>。また、この場合、主節の述語がその対象に〈事物〉ではなく、〈事態〉を要求し、実質的に以下と同等な内容を表していると説明している。

例10'' 修一は自分が動搖するのを感じながら言った。

例11'' 局長が身内の病人を秘して公務出張に精励していることに一種の感動を覚えた。

「情報付加」「述定的装定」は、疑問のスコープに入り得るかという点で統語的にも異なる。益岡が指摘するように、前者は疑問のスコープに入らないが、後者は入り得る。

例10''' 修一は何をする自分を感じながら言ったのですか。

例11''' (あなたは) 何をする局長に感動を覚えたのですか。

## 2.2. 「情報付加」の連体節

このように、益岡は「非限定」の連体節を「情報付加」と「述定的装定」とに分け、前者は疑問のスコープに入らないが、後者は入り得るとして、両者の統語的な違いを説明している。

しかし、「情報付加」の連体節はすべて疑問のスコープに入らないのだろうか。

確かに、例9をはじめとする「主名詞に対する情報付加」の場合は、問い合わせを除き(以下、この注を省略)，疑問のスコープに入らない。以下、いくつかの例を補充する。

例14 エドワード・ホウは初めアメリカに留学していて、やはりアメリカにいてのちに慶應病院で私の先輩になったA氏と親友になった。(『マ』)

例15 TBSなどで活躍していた元プロデューサーの砂田実氏の娘さんが店に出入りしていく、声をかけてくれたことがある。父親に会わせてもらい、「何でもやります」ということから三宅裕司さんが司会をしていた『金曜おもしろバラエティ』に出演した。(『フ』)

例16 ホウ一家は夜8時頃新宿のYホテルに着いた。しかし、同じくエドワードとアメリカで知り合ったT夫妻も来られ、Aさんの息子さんもやがて来ることになったので、焼肉料理屋はそれだけの席がとれず、キャンセルせざるを得なかった。(『マ』)

例14' \*エドワード・ホウは誰の先輩になったA氏と親友になったのですか。

例15' \*どなたが司会をしていた『金曜おもしろバラエティ』に出演したのですか。

例16' \*エドワードとどこで知り合ったT夫妻が来られたのですか。

「主節に対する情報付加」の場合も、以下のような例については、疑問詞を連体節の中に入れる、全て不自然になる。

例5 いつもは孫に甘い祖父が、そのときばかりは、きびしい声できっぱりと言った。

例17 私は無宗教の葬式を母に進言しておいた。志賀直哉先生のお葬式がそれで、ピアノの演奏と献花だけで、まことにすがすがしい思いがしたからである。(略)  
母に無宗教の葬式をすすめた私は、自分の場合ももちろん無宗教でしようとずっと前から考えていた。(『マ』)

例18 「アクション・クラブ」の上に冠してある「東映」という名前に魅かれた。(略) これはあとで大きな勘違いだとわかるけど、何も知らない十五歳のおれは、そこに入りさえすれば道は開けると思い込んだ。(『フ』)

例19 (東映アクション・クラブを首になった。) 撮影所から大泉学園の駅までの道ではさすがに「どうしよう」という暗澹たる思いが込み上げてきた。遠い将来への不安より、明日から行くところがないことが辛かった。(略)  
東映アクション・クラブを首になったおれは、それでもクラブの先輩に頼るしかなかつた。(『フ』)

例20 ディスコで本当の名前を言う奴はいない。うそと虚飾で成り立っている世界だ。  
当時、柴田恭兵さんの東京キッドブラザーズをよく見に行ってたおれは、おもわずそんな名前を口にした。(『フ』)

例5' \*どんな祖父が、言ったのですか。

例17' \*母に何をすすめたあなたが、自分の場合も無宗教でしようとずっと前から考えていたのですか。

例18' \*どんな十五歳のおまえが、そう思い込んだのか。

例19' \*どこを首になったおまえが、先輩に頼ったのか。

例20' \*当時よく何を見に行ってたおまえが、そんな名前を口に出したのか。

しかし、同じ「主節に対する情報付加」でも、次の例では、連体節の中に疑問詞が入り得ると思われる。

例21 (畠野さんが何十年も前からタヒチに住んでいる清野という老人の家を訪れた)

その畠野さんが老人をなぐさめようと、折り紙で鶴を折ってやったところ、それを見た清野さんのタヒチ人の奥さんが、「これゴジラ？」と尋ねたそうだ。(『マ』)

例21' 何を見た清野さんのタヒチ人の奥さんが、「これゴジラ？」と尋ねたのですか。

例21の連体節は、主名詞「清野さんのタヒチ人の奥さん」の真部分集合を分割して、「限定」を行っているわけではないので、「非限定」として解釈されるのであろう。また、例10'', 11''のように、主節の述語が〈事態〉を要求する述語ではなく、「文+コト／ノ」の形に言い換えることもできないことから、益岡のいう「述定的装定」ではなく、「情報付加」の一タイプとして分類すべきである。(主名詞の指示対象に対する補足説明を表すわけではないので、「主節に対する情報付加」ではない。) このように、「主節に対する情報付加」の連体節の中には、疑問のスコープに入り得るもの

があるのである。

類例としては、次のような例をあげることができる。

例22(=例6) 控え室に戻った私は、9分間、時間を過ぎたことを、係の人にわびた。

例23 (父が家に帰って来て、母におでんを作るよう命じた)

それでもおふくろは言われたとおりおでんを作った。それを口にした親父は「こんなじやない」とテーブルをひっくり返してしまった。(『フ』)

例24 さて、ボルネオでも私はむろんミネラルウォーターを飲んだ。初めに泊まったコタキナバルのリゾート・ホテルにはちゃんと冷蔵庫があつて、各種の飲物からミネラルウォーターも入っていた。私とAさんはそれでウィスキーの水割りを作つて飲んだが、びんをひねくりまわしていたAさんが言った。「これは台湾産ですよ」(『マ』)

例25 事故の知らせを聞いた太郎は、大声で泣いた。

上例における連体節は、全て以下のように疑問のスコープに入り得る。

例22' どこに戻ったあなたが、係の人にわびたのですか。

例23' 何を口にした親父がテーブルをひっくり返したのですか。

例24' 何をひねくりまわしていたAさんがそう言ったのですか。

例25' どんな知らせを聞いた太郎が大声で泣いたのですか。

以下では、このような疑問のスコープに入り得る「主節に対する情報付加」に共通する意味的特徴について考察する。

### 2.3. 疑問のスコープに入り得る「主節に対する情報付加」連体節の意味的特徴

#### 2.3.1. 連体節の示す内容

まず、例21～25における連体節の示す内容から見よう。

疑問のスコープに入り得る「主節に対する情報付加」の連体節は、次の2つの特徴をもつ。

(一) 連体節の示す内容は恒常的な属性ではない、即ち、一時的な事態である。

(二) 既知の情報ではなく、当該の場面で新たに生起した(またはそれ以前に生起して当該の場面に結果状態が残存している)事態である。

まず、(一)について述べる。疑問のスコープに入らない場合、既に挙げた例5における「いつもは孫に甘い」のように、連体節が恒常的な属性を表すことがある。しかし、例21～25のような疑問のスコープに入り得る連体節は、そのような恒常的な属性ではなく、「それを見た」「控え室に戻った」「それを口にした」「びんをひねくりまわしていた」「事故の知らせを聞いた」のように、全て一時的な事態を表す。

また、(二)の、これらの連体節が表す一時的な事態は、当該の場面で新たに生起した(またはそれ以前に生起して当該の場面に結果状態が残存している、以下この注を省略)事態であるという点においても、疑問のスコープに入らない場合とは異なる。言い換えれば、疑問のスコープに入らない場合、例17や19のように、連体節の示す内容は以前にも言及されたことのある、すなわち、既知の情報を表すことがあるが、疑問のスコープに入り得る連体節の場合、連体節の示す内容は既

知の情報ではなく、当該の場面において初めて生起した事態、すなわち、新情報である。

上記（一）（二）の性質を持つ連体節は、三尾（1948）のいう「現象（描写）文」と似たところがある。「現象文」とは、

例26 雨が降っている。

例27 むかしむかし、ある海岸に、おすのくじやくとめすのくじやくが住んでいました。

のように、「現象をありのまま、そのままをうつした」、「判断の加工をほどこさないで、感官を通じて心にうつたままを、そのまま表現した」文である（三尾 1948, p.83）。例21～25の連体節が示す内容も全て「現象文」と同様、当該の場面で新たに生起した事態を示し、話し手（語り手）が話の現場に視点を置いてその場の状況を描写しているといえよう。

この現象文の性質と同様、この種の連体節は「話し手が視点をおく場面（以下「眼前」と呼ぶ）に存する状況や生起した事態（あるいは、そのように想定される状況・事態）をそのまま描写する」ものであることから、以下「眼前描写」連体節と呼ぶ。これを含めた「非限定」の連体節は次のように分類できる。



上述したように、「眼前描写」連体節は、当該の場面に生起した（現存する）事態を描写するものであるが、この場合、話し手が二つの事態を一つの文で言い表そうとして、一方を連体節、他方を主節として言語表現化することになる。以下では、「眼前描写」連体節と主節の意味的関係について探ってみる。

### 2.3.2. 主節との時間的空間的関係

次に、「眼前描写」連体節における、連体節と主節の事態の時間的空間的関係について検討する。

結論から言えば、「眼前描写」連体節は、単に連体節が「話し手が視点をおく場面（眼前）に存する状況や生起した事態をそのまま描写する」だけでなく、連体節と主節の事態の生起時、生起場が同一、あるいは隣接的な関係にあることが必要である。

「眼前描写」連体節と同様、連体節の示す内容が一時的事態であり、また、連体節が主節と密接な関係をもつものに、例28のような、いわゆる「主要部内在型関係節」がある。

例28 机にリンゴがあるのを取ってくれ。

「眼前描写」連体節と、「主要部内在型関係節」には共通する点がいくつかある。以下その点について少し見ていきたい。

主要部内在型関係節の成立条件として、主節と〈ノ節〉（「机にリンゴがあるのを取ってくれ」の「机にリンゴがあるの」を〈ノ節〉と呼ぶ）とが「同一時点」「同一場所」で生起する必要があるとされている（坪本 1993等）が、「眼前描写」連体節の場合はどうだろう<sup>5</sup>。

まず時間的同一性について述べる。例21～25を見ても明らかのように、連体節が生起した後に、主節の事態が生起する、すなわち、連体節と主節の事態が継起的に生起する場合でも、「眼前描写」連体節として成立する<sup>6</sup>。しかし、この場合、主節と連体節の事態は時間的に「隣接」する関係になければならない。実際、例30のように、主節と連体節の事態の生起時が切り離され、両事態の間に一致点があると判断されない場合は、「眼前描写」連体節とは解釈されない。疑問詞を連体節の中に入れると不自然になる（例30'）ことからもそれが確認できる。

例29 おでんを食べた親父が突然テーブルをひっくりかえした。

例29' 何を食べた親父が突然テーブルをひっくりかえしたのですか。

例30 ?昨日機嫌良くおでんを食べた親父が今日テーブルをひっくりかえした<sup>7</sup>。

例30' \*昨日何を機嫌良く食べた親父が今日テーブルをひっくりかえしたのですか。

このように、「眼前描写」連体節の場合、連体節によって示される事態の生起時は主節のそれと時間的に「同一」か「隣接」的な関係にあること、すなわち、時の一致点が必要である。

一方、場所的同一性はどうだろう。結論からいえば、これも同様に、連体節によって示される事態は主節の事態と生起場が「同一」か「隣接」であることが必要である。

例22 控え室に戻った私は、9分間、時間を過ぎたことを、係の人にわびた。

を例にとれば、「(私が)控え室に戻った」の生起場は、厳密にいえば主節事態のそれと全く同一とはいえないが、場所の一致点は認められる。したがって、「眼前描写」連体節として成立する。一方、次例は、連体節と主節の生起場が切り離され、一致点がないため「眼前描写」とは解釈されにくい。

例23" ?おふくろは言われたとおりおでんを作った。台所でそれを食べた親父は、外を散歩しながら「あんなんじゃないんだよなあ」とつぶやいた。

以上のように、「眼前描写」連体節の場合、連体節の事態が主節の事態と生起時・生起場が同一か、隣接的な関係にあり、両事態の間に時間的空間的な一致点が必要であることから、この両事態は密接に関わっていると考えられよう。

### 2.3.3. 主節との意味的関係

「眼前描写」連体節の場合、連体節と主節が緊密な関わりをもつことは、両者の意味的関係からもうかがえる。前述のように、この場合話し手（書き手）が二つの眼前事態をひとつの文で言い表そうとして、一方を連体節、他方を主節として言語表現化するわけであるが、両事態の関係を表す接続（助）詞が現れないため、両事態がどのような意味的関係にあるかの解釈は、主節と連体節で表される事態の関係に委ねられることになる。そのため、聞き手が正しく受信できるようにするには両者の関係が単純であることが必要だろう。故に、次例のように、逆接などの関係にあ

るものは「眼前描写」の連体節としては解釈しにくくなる。

例22 (講演をしたが、時間通りに終わることができなかつた。)

控え室に戻った私は、9分間、時間を過ぎたことを係の人にわびた。

例22” ? 控え室に戻ろうとした私は、直接そこを出て家に帰った。

例23 それでもおふくろは言われたとおりおでんを作った。それを口にした親父は「こんな  
んじゃない」とテーブルをひっくり返してしまった。

例23” ? それでもおふくろは言われたとおりおでんを作った。それを口にしようとした親父は  
出かけてしまった。

しかし、次のように、連体節と主節が直接逆接の関係になっていないものにすれば許容度が高くなる。

例22” 控え室に戻ろうとした私はふと考えを変え、直接そこを出て家に帰った。

このように、「眼前描写」連体節の場合、主節事態と連体節事態の生起時・生起場は同一か、隣接的な関係にあり、また、主節と連体節の意味的関係も単純である。このことを考えると、「眼前描写」連体節の場合、連体節は主節と密接な関わりをもつといえよう。実際、例21～25をみてもわかるように、これらの連体節は主節事態が起こった時の背景状況を表しており、連体節と主節事態は別々のものではなく、一つの出来事を形成している、言い換えれば、連体節と主節が一つの場面を構成しているといえよう。

#### 2.3.4. 「眼前描写」連体節の意味的特徴のまとめ

以上、疑問のスコープに入り得る「主節に対する情報付加」の連体節は、「話し手が視点をおく場面で観察された状況を描写する」ため、その特徴にちなんで、仮に「眼前描写」連体節と呼び、その意味的特徴を述べてきた。その特徴は以下のようにまとめられる。

- (一) 連体節の示す内容が、主名詞がもつ恒常的な属性ではなく、当該の場面で新たに生起した一時的な事態であり、また、
- (二) 連体節が主節と密接な関係をもって、一つの場面を構成する。

#### 2.4. まとめ

「非限定」の連体節が疑問のスコープに入ることができないということは従来から指摘されていることだが、益岡はそれに反論し、「非限定」の一タイプに位置づけられる「述定的装定」の場合はそれが可能であると主張した。それに対し、本研究は「述定的装定」以外にも、「主節に対する情報付加」の一部も疑問のスコープに入り得ることを述べ、それが具体的にどのようなものであるか、その意味的特徴を述べてきた。

話し手が視点をおく場面で観察された状況を描写するという特徴をもつことから、「眼前描写」連体節と呼んだこのタイプの連体節は、益岡の「述定的装定」と同様に、「非限定」でありながら、疑問のスコープに入り得ると既に述べた。実際「述定的装定」も、その場で新たに生起した一時

的な事態を示し、また、主節事態と密接な関わりをもち、一つの場面を構成するものである、即ち、2.3で述べた「眼前描写」の意味的特徴をもっており、この両者は共通するところが多い。しかし、「述定的裝定」は、主節の述語がその対象に〈事態〉を要求し、意味的には「文+コトノノ」と同等の内容を表すという点で、「眼前描写」の連体節とは異なる性質を持つ。故に、本研究では両者を区別することにする<sup>8</sup>。

以上、「眼前描写」連体節の意味的特徴について述べた。次節では、「眼前描写」連体節は「非限定」であるにもかかわらず、なぜ「限定」と同様に疑問のスコープに入り得るのか、その理由について論じる。

### 3. 「眼前描写」連体節が疑問のスコープに入り得る理由

「眼前描写」連体節は、「非限定」であるにもかかわらず、疑問のスコープに入るという点で、「限定」の連体節と共通するところがある。以下では、「眼前描写」連体節が本当に「非限定」であるのかを確認した上で、疑問のスコープに入り得る理由を考える。

まず、「眼前描写」連体節は本当に「限定」ではなく、「非限定」と考えて良いのか確認しよう。

第一節でも述べたように、「限定」の場合、話し手の意識の中で、主名詞の示す対象の中に「連体節が示す属性と反対の属性」(<-P>)をもつものが存在し、それを排除するために連体節を用いると考えられる。しかし、例21～25をみてもわかるとおり、「眼前描写」連体節はそうではない。これは、第二節で述べた、「眼前描写」連体節が「現象文」に似ていることとも関わっているように思われる。

「現象文」は、森羅万象の中から現象を一つだけ取り出して写し取ったものであるため、通常、対立する現象・事象を想定することが難しいといわれる(仁田 1991)。「眼前描写」連体節も、話し手が視点をおく場面で観察された状況を描写するため、話し手が前もって何らかの前提をもつことなく、自分の見たままを描写すると考えられる。したがって、この場合も、話し手が眼前事態と反対の事態(<-P>)を念頭におき、それを排除するために連体節を用いるとは考えにくい<sup>9</sup>。その点で、「限定」ではなく、あくまで「非限定」の連体節であると認められよう。

では、なぜ「非限定」でありながら、「限定」と同様に疑問のスコープに入り得るのだろうか。次にその理由を考える。

結論を先に述べると、「眼前描写」連体節の場合疑問のスコープに入り得るのは、これらの連体節が主名詞に対して「ある種の限定」を行っているためだと、本研究は考える。しかし、ここでいう「ある種の限定」は「限定」の連体節が行っているような限定のしかたではないことに注意されたい。

既に挙げた「眼前描写」連体節の例を注意してみていくと、例えば、例21では「尋ねたのは、単なる『清野さんのタヒチ人の奥さん』ではなく、『それを見た（時の）清野さんのタヒチ人の奥さん』であり、『まだそれを見ていない（時の）清野さんのタヒチ人の奥さん』ではない」、例23では、「テーブルをひっくり返したのは『それを口にした（時の）親父』であり、『まだそれを口にしていない（時の）親父』ではない」と考えられることから、連体節が主名詞に対して「ある種の限

定」を行っているといえるのではないか。

寺村(1984)は、「修飾・限定」の仕方が少なくとも、他のものと区別する特徴づけをする場合と、主名詞の他の時の状態と区別する特徴づけをする場合の二通りがあるとしている。例31a, 32aは前者、例31b, 32bは後者の例である。

例31 a きのう激しい雨が降りました。

例31 b 激しかった雨が、夕方やっと小降りになった。

例32 a 小さい病院。

例32 b 小さかった太郎。(寺村 1984)

寺村は、例31aの「激しい雨」は、「静かな雨」「穏やかな雨」など、いろいろな降りようの雨があるなかの一つを限定し、同様に、例32aの「小さい病院」も「大きい病院」「立派な病院」などと対比し、両方とも〈他のもの〉と区別する特徴づけだという。一方、例31bにおける「激しかった雨」は、その時の雨の、時間にそっての変化の中の一局面をとらえ、例32bは、現在の太郎、幼いときの太郎など、いろいろなときの太郎の中から一つを取り出し、限定している言い方であり、〈主名詞の他の時の状態〉と区別する特徴づけである、と説明している(p.205)。

このことを考えると、「限定」の連体節の限定の仕方は前者(他のものとの区別)、「眼前描写」連体節のそれは後者(主名詞自身の他の時の状態との区別)にそれぞれ相当すると思われる。即ち、「眼前描写」連体節は、主節事態が起こった時の背景状況を表し、主節事態が起こった時に主名詞がどのような状況・状態にあるのか、その状況・状態(仮に「場面」と呼ぶ)によって主名詞を限定していると考えられる。このような限定の仕方を仮に「場面限定」と呼べば、「眼前描写」連体節は「非限定」であるにも拘わらず、「場面限定」を行っているため、疑問のスコープに入り得るのだと説明できよう<sup>10</sup>。

このように、「眼前描写」連体節の場合、主名詞が、連体節で表される(主名詞自身の)ある特定の状況によって限定されると考えられるが、このように解釈されるのは、連体節が、当該の場面に生起した一時的な事態を示し、また、主節事態と緊密な関わりをもち、一つの場面を構成するためだと思われる。一方、「主名詞に対する情報付加」及び、例5, 17~20のような「主節に対する情報付加」は、眼前事態の描写ではない、また、主節事態と同一の場面を構成するものではないため、連体節が主名詞に対し「場面限定」を行っているとは解釈できない。従って、両者とも、疑問のスコープに入ることができないのだと考えられる。

#### 4. 「眼前描写」連体節の談話における機能

次に、「眼前描写」連体節が談話においてどのような働きをしているのか、簡単に述べる。

「眼前描写」連体節は話し手が視点をおく場面で観察された状況の描写であり、「現象文」に似ていることは第二節で述べた。この両者は、談話的な機能においても似ている。即ち、三尾(1948)は「現象文」について「それ(現象文)自身が一つの場であって、新しく一つの場を持ち出すものである。それまでの文脈の発展の方向からいうと孤立的なもの、異質的なものがあらわれる」(pp.60-61)としているが、筆者が観察した限り、「眼前描写」連体節も既知の対象を新しい場面<sup>11</sup>中で取り

上げるために用いられる<sup>12</sup>。前述のとおり、「眼前描写」連体節は、主節事態が生起した時に主名詞がどのような場面にあったのかを表すのだが、このことを考え合わせると、連体節が「場面設定」を行っており、聞き手が当該の状況（場面）をイメージしやすいように働くということが考えられよう<sup>13</sup>。

このように、「眼前描写」連体節は「場面設定」という機能を果たすと考えられるが、そのような性質上、指示詞「コ」を含む名詞を主名詞としてとりにくいという性質をもつ。

例24” 私とAさんはそれでウイスキーの水割りを作つて飲んだが、びんをひねくりまわしていた {Aさん／？この人} が言った。「これは台湾産ですよ」。

例33 (私と妻は) タクシーでホテルに戻り、氷を取り寄せてウイスキーを飲むことにした。その用意をしているあいだ、もう一風呂あびてきた {妻／？この人} はベッドに横になつたが、酒も飲まないうちに眠りこんでしまつた。(『マ』)

「眼前描写」の場合指示詞コを含む名詞を主名詞としてとりにくいのは、「既知の指示対象を特に取り上げ、それにまとまつた解説・説明を加える」という指示詞コの意味（金水・田窪 1990は「解説のコ」と呼ぶ）が明確になり、そこに場面設定的な新規情報を付加するのは不釣り合いであるためであろう。

一方、例34～36のように、連体節が場面設定的な新規情報ではなく、詳細説明をするだけの場合、すなわち、「眼前描写」の連体節ではない場合は、問題なく指示詞「コ」を含む名詞を主名詞としてとることが可能である。

例34 このキングコングも、今度は国連ビルの頂上で、ジェット・ヘリコプターの銃撃を受け、やはりあっけなく墜落して死ぬ。このコンピューターで動くコングの制作費は九億ドルとやらで、なんだかもつたない気がした。(『マ』)

例35 従つて、私の通夜は次のごとくになる。狭いながらも、主人の死んだ家は湿っぽく寒々としている。妻は寂しく泣いていた。いつも私を叱りつけていた {妻／この人} も、さすがに喪服を着てつつましげでいる。(『マ』)

例36 (約束してある運転手が予定より四十分遅れることを妹から聞いた。) 私は、約束を守らない この運転手に腹を立てつつ部屋に戻つた。

## 5. 「眼前描写」連体節と文構造

連体節と主題文との間に何らかの類似性があることは度々指摘されている。久野(1973)は「日本語で関係代名詞化される名詞句は、普通の名詞句ではなくて、関係節（本研究でいう「連体節」に相当：ソムキャット注）中の主題である」(p.165)としている。しかし、益岡はそれを批判し、「情報付加」は「主題一解説」の表現に相当するが、「限定」はそのような性格を持っていない、としている（詳細は益岡 1995を参照）。

「眼前描写」連体節はどうだろう。実際、益岡はこのタイプの連体節を「情報付加」として扱っているため、これも「主題一解説」の構造をとっていることになろう。しかし、「主題一解説」構造の場合、連体節が主名詞の説明を行うわけであるが、「眼前描写」連体節の場合は、連体節が主

名詞の説明を行うのではなく、「連体節+主名詞」全体（例えば例23では、「それを口にした親父」）がその場の状況を表す。それ故、この場合主名詞が連体節の主題であるとはいえないだろう。

これは指示詞コを含む主名詞と共に起しにくいことからも確認できる。前述のとおり、指示詞コは、ある要素に対して話し手が説明・解説を行う時に用いられるため、指示詞コを含む主名詞に係る場合、連体節が主名詞に対して説明・解説を行い、主名詞が連体節の主題と考えられる。しかし、「眼前描写」連体節は、指示詞コを含む主名詞と共に起しにくいことから、主題文の構造をとっていないと考えられよう。

連体節と主名詞との関係を文の構造と関連付け、考察を行った研究に、「連体節+主名詞」が埋め込み文の構造及び上述した主題文の構造以外に、2文の並列構造 (conjoined sentence construction) に対応するとする考え方がある (Thompson 1971)<sup>14</sup>。「眼前描写」の場合も、連体節、そして、主節によって示される事態を主名詞を共通軸として関係づけている。例えば、例21では、「その畠野さんが老人をなぐさめようと、折り紙で鶴を折ってやったところ、清野さんのタヒチ人の奥さんがそれを見た」という事態と、「清野さんのタヒチ人の奥さんが、『これゴジラ?』と尋ねた」という事態を、そのまま連体構造によって結び付け、言語表現化していると考えられるため、conjoined sentence と同様な構造をとっていると考えられよう。

このように、「眼前描写」連体節は「主題一解説」ではなく、並列文の構造に似ている可能性がある。この点でも、「眼前描写」連体節は疑問のスコープに入らない「情報付加」連体節とは少し異なる性質を持つといえよう。

## 6. まとめ

本論で述べたことは次のようにまとめられる。

日本語の連体節を「限定」と「非限定」に分ける研究は少なくないが、「非限定」の連体節の機能はまだ十分に明らかにされているとはいえない。一般には、「非限定」の連体節は「情報付加」を表し、「限定」と違い、疑問のスコープに入らないといわれるが、益岡(1995)は、「非限定」の連体節の中には「情報付加」を表すとはいえない、疑問のスコープに入り得る連体節（「述定的装定」）があると指摘した。本研究では、その「述定的装定」以外にも、「情報付加」の連体節の一部が疑問のスコープに入り得ることを指摘し、その種の連体節が「話し手が観察された状況の描写」という意味的特徴を持つことを論じた。

「眼前描写」連体節は、主名詞に対してある種の限定を行っているために、疑問のスコープに入ることができると考えられる。しかし、「眼前描写」連体節における「限定」とは、「限定」の連体節の場合と異なり、〈他のもの〉との区別ではなく、〈主名詞自身の他の(時の)状態〉との区別をするという限定である。

また、談話的な機能についていえば、「眼前描写」連体節は、「場面設定」を行っており、聞き手が当該の場面をイメージしやすくなるという働きを持っている。

さらに、構造的には、「眼前描写」の連体節は、疑問のスコープに入らない「情報付加」の連体節と異なり、「主題一解説」という構造ではなく、2文の並列構造に似た構造を持っているという

可能性がある。

## 注

- 1 本研究は「制限・非制限」と「限定・非限定」を区別せず、「限定・非限定」を用いる。
- 2 「限定」「非限定」の詳しい説明は、金水(1986)、三宅(1993)等を参照されたい。
- 3 本研究は、言葉を発信する側を「話し手」、着信する側を「聞き手」と呼ぶ。即ち、「話し手」には「書き手」、「聞き手」には「読み手」が含まれる。
- 4 益岡は、「述定的装定」には二つのタイプがあり、例10～13のような、主節の述語を補足する位置に現れるタイプと、次例のような、互いに関係する事態の前項の位置に現れるタイプがあると説明している。

例 いかに仮説を立てて論を進めることに味をしめた ainシュタインとはいえ、あくまで科学者である。

しかし、上例のような連体節は疑問のスコープに入らない等、例10～13の場合と異なる統語的特徴をもつため、今回は扱わないことにする。したがって、本研究でいう「(益岡の)『述定的装定』」は例10～13のような連体節のみを指す。

- 5 「眼前描写」連体節と主要部内在型関係節との関係は実に興味深く、吟味する必要があるが、詳しい考察は今後の課題にし、ここでは両者の共通点を簡単に触れるにとどめる。

「眼前描写」連体節と主要部内在型関係節との関係を捉える上で、坪本(1993)の記述が参考となる。坪本は寺村(1984)を受け、

例 激しかった雨がやんだ。(寺村 1984)

における「激しかった雨」は名詞句としてだけでなく、「雨が激しかったのがやんだ」に対応し、文(事態)としての性質をも持ち、「述定」と「装定」の二重の機能をもつため、「述定を兼ねた装定用法」と呼んでいる。そして、「述定を兼ねた装定用法」の連体節の成立条件は、主要部内在型関係節の関連性条件である、主節と〈ノ節〉の示す事態の生起が同一場所であること、同時であること、語用論的に密接な関係にあること及び、連体節が一時的事態であること、という四つの条件のうち、「同時性」以外のすべての条件を満たすこと(つまり、「述定を兼ねた装定用法」の場合、主節と連体節の事態が同時に生起する必要はない)だとしている。

また、坪本(1997)は、詳しくは述べていないが、「主要部内在型関係節」を「装定を兼ねた述定用法」と呼べば、(『述定を兼ねた装定用法』の連体節と:ソムキャット注)ちょうど逆の関係にあることになる」としており、これは両者の緊密な関係を示唆するように思われる。

坪本の「述定を兼ねた装定用法」の連体節は、「眼前描写」連体節と全く同一ではないが、成立条件からみて両者は極めて似ているように思われる。このように考えると、「眼前描写」連体節も「述定を兼ねた装定用法」の連体節と同様、主要部内在型関係節と何らかの関連性があると考えられよう。今後、主要部内在型関係節をより詳しく分析した上で、両者の関係を検討していきたい。

- 6 注5で述べたように、坪本(1993)は「述定を兼ねた装定用法」の連体節の場合も、連体節が主節と生起時が同一でなくても良いとしている。本研究でこの点に注意したのも坪本のこの指摘がきっかけである。

- 7 いうまでもなく、例30における連体節は「眼前描写」連体節としては成立しないが、「主名詞に対する情報付加」としてなら決して不自然ではない。

本研究では「眼前描写」としては解釈できないが、別のタイプの連体節として解釈可能な場合は「?」、そもそも不自然な場合は「\*」で表すことにする。

- 8 益岡のいう「述定的装定」も「眼前事態の描写」であるため、例21～25を「眼前描写」と呼びながら、同様に「眼前事態の描写」である例10～13を「述定的装定」と呼ぶのは適切ではないかもしだれないが、前述のように、この両タイプは全く同じではなく、分けて考えるべきだと考える。「述定的装定」は本研究の直接の分析対象ではないため、ここでは名称を変えず、益岡に従い「述定的装定」と呼ぶことにする。
- 9 その場で主名詞の示せる対象が二つ（二人）以上存在する場合、例えば目の前に「それを口にした親父」と「それを口にしない親父」がおり、それを見て誰かが「それを口にした親父はテーブルをひっくり返してしまった」と発する場合は、連体節が「眼前描写」であっても「限定」として解釈され得ることはいうまでもない。
- 10 「述定的装定」が疑問のスコープに入り得るのも、連体節が主名詞に対して「場面限定」を行っているためだと考えられる。
- 11 本研究では「新しい場面」の定義には深く立ち入らず、前文との区切りが感じられ、新しい話題に移ろうとしている場合とする。
- 12 例24で「びんをひねくりまわしていたAさん」が新しい場面（話題）であるとするとの補足説明をしたい。挙げた例24の続きをもう少し見よう。
- 例24 私とAさんはそれでウイスキーの水割りを作つて飲んだが、びんをひねくりまわしていたAさんが言った。「これは台湾産ですよ」。見ると、なるほどそう記してある。「保健強泉水」と印刷され、英名は「Spring Valley」で中国名が「春之郷」となっていた。コカコーラは中国語で「可口可樂」というような漢字が当てられていて、なかなか上手といつてよい。
- 例24の場合、話題をミネラルウォーターのブランドに移行させる過程で、「びんをひねくりまわしていた」という新しい場面が導入されているといえよう。
- 13 本研究と研究対象が異なるが、「ト書」でも連体節が同様な役割を果たす。詳しくは坪本(1997)を参照。
- 14 奥津(1997)は連体と連用の対応に注目し、日本語の連体節の中に、深層構造として2文の並列構造をとるものがあるとしている。

#### 参考文献

- 奥津 敬一郎 (1997) 「連体即連用？ 第20回 一般述語文と連体・連用の対応 その四」『日本語学』16-6 明治書院
- 金水 敏 (1986) 「連体修飾成分の機能」『松村明教授古希記念 国語研究論集』明治書院
- 金水 敏・田窪 行則 (1990) 「談話管理理論からみた日本語の指示詞」『認知科学の発展』第三巻 講談社
- 久野 瞳 (1973) 「関係節と主題」『日本文法研究』大修館書店
- 坂原 茂 (1991) 「フランス語と日本語の限定表現の対応」『対照研究 指示語について』平成三年度筑波大学学内プロジェクトによる助成研究(B) 研究成果報告書
- 坪本 篤朗 (1992) 「現象(描写)文と提示文」『文化言語学—その提言と建設』文化言語学編集委員会 三省堂
- 坪本 篤朗 (1993) 「関係節と疑似修飾一状況と知覚ー」『日本語学』12-2 明治書院
- 坪本 篤朗 (1997) 「文のタイプと日本語『ト書』連鎖」『人文論集』48-1 静岡大学人文学部
- 寺村 秀夫 (1975) 「連体修飾のシンタクスと意味1」『日本語・日本文化』4号 大阪外国语大学研究

#### 留学生別科

- 寺村 秀夫 (1984) 「従属節のテンス・アスペクト」『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版  
仁田 義雄 (1991) 「現象描写文をめぐって」『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房  
益岡 隆志 (1995) 「連体節の表現と主名詞の主題性」『日本語の主題と取り立て』くろしお出版  
松下 大三郎 (1924) 「連体語とその統率語」『標準日本文法』記元社  
三尾 砂 (1948) 『国語法文章論』三省堂  
三上 章 (1963) 『日本語の構文』くろしお出版  
三原 健一 (1995) 「概言のムード表現と連体修飾節」『複文の研究（下）』仁田義雄（編）くろしお出版  
三宅 知宏 (1993) 「日本語の連体修飾について」『高度な日本語記述文法書作成のための基礎的研究』  
平成4年度科学研究費研究成果報告書  
Nishiguchi, T. (1990) *Quantification in the Theory of Grammar*. Kluwer, Dordrecht.  
Thompson, S. A. (1971) 'The Deep Structure of Relative Clauses.' *Studies in Linguistic Semantics*. (Ed. : Fillmore, C. J. and Langendoen, D. T.) Holt, Rinehart & Winston.

#### 例文出典

- 『コ3』:『こころの日曜日3』菅野泰蔵（編）(1995) 法研  
『フ』: 『ふたり』唐沢寿明 (1996) GENTOSHA  
『マ』: 『マンボウ酔族館』北杜夫 (1992) 新潮文庫

(投稿受理日: 1998年12月24日)  
(改稿受理日: 1999年10月26日)

---

Somkiat CHAWENGKIJWANICH (ソムキヤット チャウエンギッジワニッシュ)

筑波大学大学院 博士課程文芸・言語研究科  
60/31-32, Moo 7, Soi Buddha-Bhucha, Rama 2 rd., Bangmod,  
Bangkunthien, Bangkok 10150, THAILAND.  
E-mail: kiak1@hotmail.com

## On the non-restrictive adnominal clause in Japanese

Somkiat CHAWENGKIJWANICH

Graduate student, University of Tsukuba

### Keywords

adnominal clause, 'restrictive', 'non-restrictive', 'ganzen-byousha'

### Abstract

Some linguists classify adnominal clauses in Japanese as 'restrictive' and 'non-restrictive,' citing semantic and syntactic distinctions (for example, Miyake, 1993 and Mihara, 1995). However, some adnominal clauses are difficult to classify as either 'restrictive' or 'non-restrictive'.

In this paper, I show that some non-restrictive adnominal clauses have the same semantic features as restrictive adnominal clauses — that is, the WH-element can appear within them.

First, in Section 1, I outline the characteristics of restrictive and non-restrictive adnominal clauses as discussed in previous studies. It is said that the WH-element can appear only in restrictive adnominal clauses. The non-restrictive adnominal clause is often referred to as 'jouhou-fuka' (i.e., an adnominal clause used to append additional information to the head noun), and it is widely held that the WH-element cannot appear in this kind of adnominal clause. However, Masuoka (1995) argues that there is one type of non-restrictive adnominal clause that is different from the 'jouhou-fuka' type (i.e., it is not used to append additional information). The WH-element can appear in this type of clause, which Masuoka refers to as 'jutteiteki-soutei'. In the present paper, however, I argue that the WH-element can appear not only in 'jutteiteki-soutei' clauses, but also in some 'jouhou-fuka' non-restrictive adnominal clauses. Since this kind of adnominal clause is used to refer to a situation or state of affairs unfolding before the speaker's eyes, I call it 'ganzen-byousha.' I investigate the semantic characteristics of this type in Section 2.

In Section 3, I explain why the 'ganzen-byousha' type allows the WH-element to appear within it, even though it is non-restrictive, and in Section 4, I discuss the discourse function of the 'ganzen-byousha' type.

Finally, in Section 5, I suggest that the construction of the 'ganzen-byousha' type is different from that of 'jouhou-fuka' within which the WH-element cannot appear. That is, it is similar to a conjoined sentence construction, rather than a topic sentence.